

平成26年度第3回平塚市行政改革推進委員会議事録
(さわやか条例と環境美化啓発事業)

開催日時 平成26年8月3日(日) 16:45～17:45
場 所 平塚市勤労会館 中会議室(2階)
出席委員 青木委員長、後藤副委員長、芦川委員、出雲委員、露木委員、常盤委員、
臨時委員
臨時委員 (市職員) 高橋主査
出席者 企画政策部長、企画政策課長、財政課長、
企画政策課(課長、課長代理、主管、主任)
循環型社会推進課(課長、課長代理、主査)
傍聴者 27名
議 題 事業評価
さわやか条例と環境美化啓発事業

【委員長】

「さわやか条例と環境美化啓発事業」について事業所管課、事務局から説明をお願いします。

【循環型社会推進課(事業所管課)】

事業評価シートに基づき説明する。

【事務局(財政課長)】

この事業について全体的な視点から見た説明を行う。

○条例施行後8年が経過している。

この間、指導員による指導、啓発など様々な事業を行ってきたが、どのような成果が出たのか、またこれらの事業で条例の目的がどこまで達成できているか、目的に達していないとすると事業の方向性をどのようにしていくのか考えないといけない。

外部の視点から見直しの機会としたい。

【委員長】

ただいま、事業所管課、事務局から説明がありました。

ではこの事業について、事業所管課、事務局への質問及び意見交換を行っていきたいと思います。

ご質問のある委員の方はいらっしゃいますか。

【C委員】

2点お尋ねします。

- (1)美化推進モデル地区として4地区指定されている。指定された結果、具体的な効果はどのようなものがあるか。事例として市はどのようなことを行っているか。
- (2)美化推進事業補助金103万5千円について、29地区だと1地区3万5千円になるが、おそらく各自治会へ更に配分となると1自治会数千円程度だと思う。
この金額が地域の美化推進に生きているのか。

【循環型社会推進課】

- (1)平成18年度にめぐみが丘地区をモデル地区に指定している。
新興住宅街で美しいまちを自分達で永続的に作っていくことを目的に指定した。
活動としてまちぐるみ大清掃の参加、月1回の公園清掃、海の日と年末の啓発活動を行っている。犬のフンの不始末が多いことから設立したと聞いている。
他の地区として、
花水地区クリーン平塚委員会があり、花水地区で地域住民と連携を図り美化意識を高めている。
横内団地連合自治会環境部では外国人との協働の心を育むことを目的に美化活動に取り組んでもらっている。
平成25年度からになるが、ゆるぎ地区を指定し、ゆるぎ地区における散策路、農道の整備を通じ美化活動を推進している。
- (2)29地区に対し人口に応じた均等割りで配分しており、1地区2万～5万円の補助をしている。
補助金の使われ方として清掃用具、ごみ袋の購入代などにあてている。

【C委員】(意見)

めぐみが丘、ゆるぎ地区は新しい住宅街である。
新しい住宅街が美化推進の地域として指定されるのはよいが、他地区はどうか。
新興住宅街以外の地区指定された地域がどの程度効果が出ているか。
補助金は1自治会数千円であり、直接美化に結び付くのか。
別の形で考えられないか。

【B委員】

巡回指導業務は1日どのくらいの時間量か。経費は賃金のみか。

【循環型社会推進課】

警察OB2名に駅周辺路上喫煙禁止区域の巡回をお願いしている。

活動は月、水、金は7時～13時、火、木は13時～19時となっている。
経費は賃金のみである。

【B委員】

成果指標で地区参加者数を出すことはできないか。

【循環型社会推進課】

平成25年度美化推進モデル4地区の参加者数は次のとおりとなる。
めぐみが丘 延1,145名、花水 延413名、横内団地 延135名
ゆるぎ 延425名

【B委員】

これを指標として捉えることはどうか。市で目標値を考えられないか。

【循環型社会推進課】

成果指標は現在、路上喫煙指導件数としている。この事業の目的が美化推進地区の増加であるため、美化活動に携わる人数について、指標となるか検討したい。

【B委員】

ごみ排出量はキャンペーン時に削減されているのか。

【循環型社会推進課】

年2回のまちぐるみ大清掃で排出量を把握している。当日収集し検量しているが、排出量は削減している。

【B委員】

灰皿清掃の頻度は。

【循環型社会推進課】

路上喫煙禁止区域に3か所の喫煙所がある。朝4時～6時に365日全て回り1日1回清掃している。

【E委員】

2点お尋ねします。

(1)クリーン平塚指導員について、条例施行後8年が経過するが、以前と比べ巡回指導員の人数は減っているのか。

(2)他市指導員の賃金の状況は。

【循環型社会推進課】

(1)指導員の人数は変わっていない。

(2)賃金について、平塚市は167,200円/月

横浜市は警察OBが202,400円/月、警察OB以外は186,300円/月である。

川崎市は181,300円/月、藤沢市160,000円/月となっている。

【副委員長】（意見）

成果はダイレクトのものがいい。

美化意識について毎年アンケートをとったり、定点（現場）を決めて行っては。

路上喫煙は指導件数が増えている。単純計算で路上喫煙者が1,200名程度かと思われるので、禁止区域を知って吸っているか、知らないのか、同じ人が繰り返しているのかなどを分析すれば、路上喫煙減少の目標に近づくのでは。

【A委員】

3点お尋ねします。

(1)巡回指導は将来的に減らしていくのか。

(2)巡回指導員賃金の給与は日々雇用で、出勤日分の支払いか。

(3)美化推進補助金103万5千円について、金額の妥当性として29地区は全て使い切って足りなくらいか、余計にもらっている状態か。

【循環型社会推進課】

(1)喫煙指導は繰り返しが必要であると考えている。

喫煙者は同じ人でなく毎回違う人であるため、減らす予定はない。

(2)そのとおりです。

(3)補助金とは別に自治会自体からお金をもらい活動していることは、各地区からの報告で確認している。

【E委員】

2点お尋ねします。

(1)指導員について警察OB以外の考えは。

(2)平成25年度に県支出金がなくなっているが理由は。

【循環型社会推進課】

(1)警察OBの理由として長年培ったノウハウがある。

警察の職務で培われた技術があるため、人と接触する業務であり、トラブルの可能性もある。荒い方もいるため警察OBの特殊能力を今後も活用したい。

(2)平成24年度までは緊急雇用創出事業臨時特例交付金が国県から支出されていた。

花水レストハウス付近から相模川河口まで夜間の花火の苦情が多かった。条例でも深夜花火の禁止をうたっているため、そこでその交付金で深夜花火の巡回パトロールとして21時～5時まで2名1組で行った。

【D委員】

指導について、計算上150人/月注意している。警察OB2名に月33万円支払っており、1人に注意する単価が高い。

ほかに指導員も自転車整理員みたいに目立つ姿で指導しては。

あと、難しいかもしれないが、指導も縦割りでなく、自転車整理員が指導できるようにするなど費用負担の軽減が図れないか。

ほかに横浜市では罰金をとっている。平塚市も抑止力として将来的に考えるようでは。

【循環型社会推進課】

指導員は白ベストを着用し行っている。

自転車整理員と兼務してはどうかについて、喫煙者に注意すると威嚇してくる人もいる。注意時の安全等から警察OBで行っていききたい。

【D委員】（意見）

我々も七夕の時にボランティアで路上喫煙禁止区域での喫煙者に注意している。

その点も含め考えてみては。

【委員長】

この事業の本質は何か。

環境美化があるためきれいなまちをイメージした。

ただ内容を聞くとタバコ、花火の禁止であり、予算配分からすると清掃活動に対する地域への補助金である。

名前は啓発事業となっておりどう評価したらよいか難しい。

全て適切な名称を当てはめ、事業を再編したほうが事業の正当性がはっきりする。

また、効果も計りやすい。

啓発となると成果指標がわかりにくい。

きれいになるといいというのはアンケートとればみなそう答えるため、何が成果になるのか。

禁止区域での喫煙はよくないかといえば当然よくないと答えるため、この事業が必要なかどうかにもなる。

目的、目標で市民の美化意識が高まっているということなら、この事業は必要あるのかということになる。

この点について事業所管課はどのように考えているか。

【循環型社会推進課】

複数の事業が1つの事業に入っておりわかりにくいというのはそのとおりだと思う。

基本はさわやか条例だが、その周辺を複数の事業が取り巻いている。

複数の事業を分割しないとうまくPRできないという点は感じている。

【財政課長】

この事業は目的、目標にあるが市民の美化意識の高揚が基本と認識している。

その根拠がさわやか条例ということになる。

ただ美化という意識は様々なものがある。条例の中には、ポイ捨て、清掃、花火が一緒に規定されており、事業自体の整理は必要と感じている。

しかし、事業を細分化しすぎると、事務が煩雑になってしまうため、その点も考慮して予算事業は整理すべきものと考えている。

◎各委員の評価理由

【A委員】

事業の名称が妥当かは議論のあるところだが、この事業の重要性は理解している。

【C委員】

美化推進事業補助金が少ないということがある。廃止というより、地域での生ごみの排出方法など、地域で努力しているが限界がある。

市でお手伝いしないと美化につながらない。

【E委員】

個々の事業については問題ない。

やり方で指導員は抑止力、トラブル対策で必要ということは否定しない。

ただ条例が市民との協働により検討されていることを考えると、指導員が警察OBでなくてもよいのでは。

どうしても警察OBが必要なら警察OBの数を減らしたり、NPOなど市民との協働

で行うなど工夫し、条例の考え方を知ってもらう必要があるのでは。

【D委員】

市民がボランティアで進める事業と、行政がまちづくりで進める事業をひとくくりにするのは無理ではないか。

【B委員】

現状どおり継続でよいが、現状の巡回頻度が妥当か、灰皿清掃が妥当かの判断材料がない。

継続するにしても指標がないと難しい。

環境分野は指標が多くあると思うので、どう市民にとってふさわしいものを選ぶかがあるが、指標自体がないということはないので、それを踏まえ継続するか、分割するかになると思う。

【副委員長】

事業は大事だと思う。市民の美化意識は難しい。

市内できれいな箇所と直さなければいけない箇所を何点か指定し、定期的に見て指導するなどの工夫をしてほしい。

路上パトロールは明日の青少年の事業で路上指導があるため兼務するなど工夫してはどうか。

【委員長】

事業の中味について、廃止、組み換えも含め見直してほしい。

地区指定で希望する地区としているが、希望地区は意識が高い。

それなら、市がごみの排出でよろしくない地区を指定するなどを考えては。

その方が事業の効果につながるのでは。

29地区に補助金を配布することはわかるが、体験上やらされ感があり、補助金などの程度効果があるのか。もっと違うやり方があるのではないか。検討の余地があるのでは。

以 上